

PwC Tax Insight (No.6/2019)

歳入法典に基づくタックス・コンプライアンスを促進するための税務措置

Issue 28 Mar 2019

pwc

.....
一定の法人や法人格を有する
パートナーシップを対象とした、
タックス・アムネ스티に関連する法
律が 2019 年 3 月 26 日に施行さ
れました。
.....

一定の法人および法人格を有するパートナーシップが、タックス・コンプライアンスを遵守し、実際の事業状況に応じた財務諸表および会計記録を作成することを奨励するための法律（タックス・アムネスティ法）**B.E.2562(2019)**が、3月25日に官報に掲載され、3月26日より施行されました。同法は、一定の場合に、法人および法人格を有するパートナーシップに対して、加算税、延滞金、刑事罰の免除を認める法律となります。

主な内容は以下をご覧ください。

内容

1. 下記、2.に記載の条件を満たす法人税が課税されている法人および法人格を有するパートナーシップが、2019年3月26日以前の税務申告に関して、申告書を期限内に提出していなかった場合、または提出した申告書に誤りがあった場合で、以下の要件を満たすときは、歳入法に定める加算税、延滞金、刑事罰が免除されます。
 - 2019年6月30日までに、以下すべての項目に関する申告書を提出し、かつ、納税を行うこと。
 - 2016年1月1日から2017年12月31日までの会計期間にかかる法人所得税
 - 2016年1月から2019年2月の期間にかかる付加価値税および特定事業税
 - 2016年1月1日から2019年3月25日までに行われた取引で、現金による納付が求められる印紙税
 - 2016年1月1日から2019年3月25日までに発生した取引に関する源泉所得税に課される税金
 - なお、歳入局より、既に納税を求める書面が発行されている納税者に対しては、加算税、延滞金、刑事罰の免除は適用されません。
2. 上記の免除対象となるには、法人および法人格を有するパートナーシップは、以下の条件を満たす必要があります。
 - (1) 2019年6月30日までに、歳入局長官より発行される条件にしたがって歳入局へ登録を行うこと。
 - (2) 2018年9月30日までに終了した過去12ヶ月間の会計期間において、法人および法人格を有するパートナーシップの総収益が、5億バーツ以下であること。
 - (3) 上記(2)の会計期間の法人所得税申告書は、2019年3月25日までに提出済みであること。
 - (4) 歳入局が、刑法違反にあたる旨を調査官に通知済みである違法なタックス・インボイスを、法人および法人格を有するパートナーシップが2019年3月25日までに発行または使用していないこと。
 - (5) 2019年7月1日から2020年6月30日の期間について、法人および法人格を有するパートナーシップは、歳入局長官による告知にしたがった正当な理由がある場合を除き、全ての種類の税金の納税申告書、送金にかかる申告書および現金で支払う必要がある印紙税申告書を、インターネット経由で申告納税を行うこと。なお、法人または法人格を有するパートナーシップが、この条項にしたがわない場合、上記の全ての権利は取り消され、歳入局は、歳入法の下で必要な措置を講じる。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) aoki.morioka@pwc.com

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.